

東京都立秋留台高等学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第 1 条

この会は、東京都立秋留台高等学校 P T A と称し、事務所を東京都立秋留台高等学校 (以下「本校」という) 内に置く。

第 2 条

この会は、家庭と学校が緊密に協力してより良い家庭を築き、併せて会員相互の教養親睦を深め、もって本校教育を振興することを目的とする。

第 3 条

この会は、前条の目的を達成するための自主的で民主的な団体であって、他のいかなる団体からも支配や干渉を受けない。

またこの会は、特定の政党・党派を支持ないし反対することなく、本校の学校管理や教育方針に関与しない。

第 4 条

この会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育環境の整備充実
- (2) 学習・進路指導および生活指導の振興
- (3) 会員相互の親睦と教養の向上
- (4) 他校 P T A ならびに他の教養諸団体との連絡協議 (協議事項)
- (5) その他必要な活動

第 2 章 会 員

第 5 条

この会の会員は本校に在籍する生徒の保護者および本校教職員とする。

第 3 章 会員および委員

第 6 条

この会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 会長 | 1 名 (保護者) |
| (2) 副会長 | 3 名 (保護者 3 名) |
| (3) 会計 | 3 名 (保護者 3 名) |
| (4) 書記 | 2 名 (保護者 2 名) |

*副会長・会計・書記は原則 3 名とするが、2 名以上でもよい。

2. この会に会計監査 2 名 (保護者、および本部経験者 0B, 0G 2 名) を置く。
3. この会に書記顧問 1 名 (保護者、および本部経験者 0B, 0G 2 名) を選出可

第7条

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は会の経理を担当する。
- (4) 書記は会議の連絡・記録・議事録の保管にあたり、諸活動を会長・副会長に報告する。
- (5) 広報は会議の活動撮影記録・広報誌の発行を担当する。
- (6) 卒業対策は卒業生に向けた記念品の選定及び、調達、配布準備を手配する。

2. 会計監査は会の資産および会計を監査する。

3. 書記顧問は会の書面等の作成を支援する。

第8条

この会の保護者側の役員は、次の方法によって選出する。

2. 会長・副会長・会計・書記・広報・卒業対策は、常任委員会が会員の中から推薦し、総会で承認を得て選出する。

第9条

この会に常任委員・専任委員を置く。

第10条

この会の役員および部員・委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第11条

学校長は、この会の会議および行事に出席することができる。

第4章 会議および事業

第13条

P T A活動の円滑な運営をはかるため、この会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 常任委員会
- (4) 拡大常任委員会
- (5) 卒業対策委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 推薦委員会
- (8) その他必要な委員会

第14条

総会は全会員で構成し、この会の最高議決機関であって、会長がこれを招集する。

2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。

3. 定期総会は、年1回年度当初に開催し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 前年度の会務報告と決算報告に関する事項
- (2) 新年度の事業計画と予算に関する事項
- (3) 役員承認に関する事項
- (4) その他常任委員会が必要と認めた事項

4. 臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

5. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、委任状を含むものとする。

第16条

役員会は会長、副会長、書記、会計、広報、卒業対策で構成し、必要に応じ会長が招集する。

2. 役員会は、常任委員会へ提出する議題の協議および常任委員会より委任された事項その他緊急を要する事項等を協議する。

第5章 会 計

第17条

この会の経費は会費(生徒一人あたりの年額)およびその他の収入をもってあてる。

第18条

会費の額はその年度の総会で決定する。

第19条

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 付 則

第20条

この会の改廃、および本会の解散は総会の議決を経なければならない。

疫病、災害などの理由であれば本部会議の決定を経てこの会を休会、解散をすることができる。

第21条

この会の運営に必要な細則は別に定めることができる。

第22条

この会則は、平成 7年 5月20日から施行する。

この会則は、平成15年 5月17日から改正し施行する。

この会則は、平成16年 5月15日から改正し施行する。

この会則は、平成17年 3月12日から改正し施行する。

この会則は、平成18年 2月18日から改正し施行する。

この会則は、平成22年11月18日から改正し施行する。

この会則は、平成23年 5月26日から改正し施行する。

この会則は、令和 元年 5月18日から改正し施行する。

この会則は、令和 3年 5月15日から改正し施行する。

この会則は、令和 4年 5月14日から改正し施行する。

令和3年度総会は新型コロナウイルス感染症の影響で書面議決としました。

慶弔規程（案）

平成 3年4月20日改正
平成 6年5月21日改正
平成17年3月12日改正
平成18年2月18日改正
平成25年5月25日改正

第1条

本規程は会員（ただし、教職員を除く。）およびその家族の慶弔に関し、必要な基準を定める。

第2条

慶弔の種類は、祝金、慶弔金（品）および記念品とする。

第3条

慶弔金の範囲は、次のとおりとする。

(1) 会員または生徒の死亡

弔慰金 10,000 円または花環1基のどちらか一方を選択する。

(2) 生徒の事故等

本部で協議のうえ、見舞金などの給付を決定する。

第4条

次に掲げる場合は、役員会に諮り決定する。

(1) 役員等の死亡、災害または傷病

(2) その他必要と認められるとき

第5条

規程の改正は、役員会の審議を経て常任委員会で決定する。

旅費規程

第1条

本規程は会務のため旅行する本会の役員・委員および部員(以下「役員等」という)ならびに一般会員等に対して支給する旅費に関し、必要な基準を定める。

第2条

旅費の支給の範囲は次のとおりとする。

1. 各部会、学区代表者会に出席するとき
2. 本会の会務により、本会を代表して会議、陳情等に参加出席するとき
3. 本会の会務により、事務連絡等のため出張するとき
4. 本会を代表して関東高P連大会・全国高P連大会等に参加出席するとき
5. 関東高P連大会・全国高P連大会等で被表彰者となり表彰式に出席するとき
6. その他、役員会で必要と認めたとき

第3条

旅費の種別は、交通費、宿泊費、日当とし各部に活動費と旅費を支給する。

付 則

本規程は、昭和62年 5月 9日より実施する。
 本規程は、平成 8年 5月18日より実施する。
 本規程は、平成11年 5月15日より実施する。
 本規程は、平成16年 5月15日より実施する。
 本規程は、平成17年 3月12日より実施する。
 本規定は、平成18年 2月18日に改正し、4月1日より実行する。
 本規定は、平成19年 5月19日に改正し、実施する。
 本規定は、平成24年 7月 7日に改正し、実施する。
 本規定は、平成28年 5月14日に改正し、実施する。
 本規定は、平成29年 5月13日に改正し、実施する。
 本規定は、令和 3年 5月15日に改正し、実施する。

別 表

(単位：円)

種別第2条	第1項	第2・3項	第4項	第5項
交通費	あきる野・昭島 福生・羽村・日の出町	500	実 費	開催地 までの 往復全額
	立川・青梅 国立・国分寺・府中 小金井・武蔵村山 日野・八王子・瑞穂町	500		
	東大和・小平・西東京 東村山・清瀬・調布 東久留米・武蔵野・三 鷹 稲城・奥多摩・多摩・狛江 町田	1000		
	上記以外	1,000		

周年記念基金（特別会計）に関する総会諒解事項

平成 6 年 5 月 21 日
平成 24 年 5 月 26 日改正
令和 3 年 5 月 15 日改正
令和 4 年 5 月 14 日改正
令和 5 年 5 月 13 日改正

昭和 6 2 年度定期総会で開設が承認された周年記念基金(特別会計)について、今後毎年度末周年行事積立金より適当な金額を積み立てることができるものとする。

P T A 組織図

内が常任委員会

